

令和3年6月15日

長岡京市長 中小路 健吾 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 本 多 滝 夫

諮 問 事 項 に 関 す る 答 申

令和3年5月18日付け3長市務第33号及び令和3年6月4日付け3長市務第60号で本審議会に対して諮問のありました下記の事項について意見等を取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

記

- 長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく個人情報の目的外利用
 - ・ 高齢者等タクシー移動支援事業に係る対象者に関する個人情報の目的外利用及び施設等を利用している者に関する個人情報の目的外利用について
 - ・ 「長岡京市ながすく応援券事業」に係る支援対象者、虐待等により施設等に入所措置が講じられている者及び契約により施設等を利用している者並びに妊娠している者に関する個人情報の目的外利用について

以上

答 申 書

答 申 番 号	令 3 - 2	答 申 日	令和 3 年 6 月 1 5 日
審 議 件 名	「長岡京市ながすく応援券事業」に係る支援対象者、虐待等により施設等に入所措置が講じられている者及び契約により施設等を利用している者並びに妊娠している者に関する個人情報の目的外利用について		
審 議 日	令和 3 年 6 月 8 日		

内 容

本件は、18歳以下の者（平成15年4月2日以後に生まれた者をいう。以下同じ。）及び妊婦に係る「長岡京市ながすく応援券事業」（商品券の交付）を実施するため、住基情報等の個人情報を目的外利用したく、長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づき、本審議会に諮問されたものである。

本審議会は、利用しようとする住基情報、虐待等のため本市に住民登録を残したまま入所措置により施設等に入所している18歳以下の者（以下「措置入所者」という。）又は契約により施設等に入所している18歳以下の者（以下「契約入所者」という。）の情報及び妊婦に係る情報並びに情報の保護措置について、所管課である福祉政策室から説明を受け、以下のとおり確認した。なお、令和3年11月30日まで応援券を利用できることから、同日までに転入届を提出した18歳以下の者や妊娠届出書を提出した妊婦に対しては、提出窓口での事業の案内を予定している。よって、商品券の交付を希望する者は所管課へ申請することとなり、これによる個人情報の収集は「本人の同意があるとき」に該当するものである。

ア 目的外利用の理由

- ・適正に、応援券の交付対象者を確定し交付事務を行うため、個人情報保有課から情報の提供を受ける必要がある。

イ 個人情報の保有課と利用しようとする項目

- ・住基情報（市民課）：

○18歳以下の者については「氏名」「住所」「生年月日」

○世帯主については「氏名」「住所」「生年月日」

- ・施設等に入所している者の情報（男女共同参画センター・子育て支援課・障がい福祉課）：

○措置入所者については「氏名」「生年月日」「入所年月日」「退所年月日」「施設名」「施設所在地」

○契約入所者については「氏名」「生年月日」「入所年月日」「退所年月日」「施設名」「施設所在地」

- ・妊婦に係る情報（健康づくり推進課）：「氏名」「住所」「生年月日」等妊娠届出書記載事項

ウ 保護措置

- ・委託により情報を取り扱う業者に対し、個人情報の保護を徹底する。

本審議会は、審議の結果、以下の意見を付したうえで、個人情報を目的外利用することについては問題ないとの結論に達した。

- ①商品券の交付に当たって、世帯主の「生年月日」を利用する必要性が考えられないため、利用項目は最小限にとどめる必要があることから、利用する世帯主の住基情報は、「氏名」「住所」とする。
- ②措置入所者等の個人情報の取扱いについては、長岡京市個人情報保護条例及び長岡京市情報セキュリティに関する規程を遵守すること。
- ③保有課から提供を受けた個人情報は適切に保管・管理し、利用が済み次第廃棄すること。
- ④受託業者が個人情報の保護措置を講ずることを契約書又は覚書に規定し、必要な場合は業務を監督すること。